都市計画法に基づく

開発許可制度の手引き

令和7年6月1日

高崎市建設部開発指導課

「開発許可制度の手引」の位置づけ

行政手続法(平成5年法律第88号)によると、行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)を、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとして定めなければならず、行政上特別の支障があるときを除き、法令により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならないとされています。

本手引はこの審査基準に相当する部分を多く含んでいますが、手引の中で基準という表現で示している部分はもち るんですが、そう表現していなくても法律の解釈を示している部分もあり、それらも審査の前提となるため審査基準 の一部と位置づけるものです。

目 次

第1章	章 開発許可制度の概要	1
1	制度の目的	1
2	開発行為の定義に関する解釈基準(法第4条第12項)	1
3	開発区域の定義に関する解釈基準(法第4条第13項)	6
5	建築物の定義(法第4条第 10 項)	11
6	特定工作物の定義(法第4条第11項)	12
7	制度のあらまし	13
第2章	章 開発行為の許可	16
1	開発行為の許可(法第 29 条)	16
2	許可を要しない開発行為等	23
3	開発許可の特例(法第 34 条の 2)	28
第3章	章 開発許可技術基準	29
1	開発許可技術基準(法第 33 条)	29
2	開発許可技術基準の適用区分(法第 33 条第 1 項各号)	29
3	用途地域等の適合(法第 33 条第 1 項第 1 号)	31
4	公共の用に供する空地の配置(法第33条第1項第2号)	32
5	道路に関する基準(令第 25 条第 1 号~第 5 号、規則第 20 条、第 20 条の 2 、第 24 条)	33
6	公園、緑地又は広場に関する基準(令第25条第6号、第7号、規則第21条、第25条)	47
7	消防水利に関する基準(令第 25 条第 8 号)	50
8	排水施設に関する基準	
	(法第 33 条第 1 項第 3 号、令第 26 条、第 28 条第 7 号、規則第 22 条、第 26 条)	52
9	給水施設に関する基準(法第33条1項4号)	60
10	地区計画等への適合(法第 33 条第 1 項第 5 号)	61
11	公共公益施設に関する基準(法第 33 条第 1 項第 6 号、令第 27 条)	62
12	宅地の安全性に関する基準	
	(法第 33 条第 1 項第 7 号、令第 28 条、規則第 22 条、第 23 条、第 27 条)	63
13	災害危険区域等の除外	
	(法第33条第1項第8号、令第23条の2、群馬県建築基準法施行条例第3条)	68

14 樹木の保存、表土の保全

	(法第 33 条第 1 項第 9 号、令第 23 条の 3 、第 28 条の 2 、規則第 23 条の 2)	69			
15	5 緩衝帯の設置(法第 33 条第 1 項第 10 号、令第 23 条の 4 、第 28 条の 3 、規則第 23 条の 3)	71			
16	6 運輸施設の適否(法第 33 条第 1 項第 11 号、令第 24 条)				
17	7 開発者の事業遂行の能力(法第33条第1項第12号、第13号、令第24条の2、第24条の3)	73			
18	3 関係権利者の同意(法第 33 条第 1 項第 14 号)	74			
第 4	章 市街化調整区域内の立地基準	75			
1	公益上必要な建築物又は日常生活に必要な物品等の販売店等(法第34条第1号、令第29条の5)	75			
2	鉱物資源、観光資源の利用上必要な施設(法第34条第2号)	80			
3	温度、湿度等特別な条件を必要とする建築物(法第34条第3号)	80			
4	農林水産物の処理等の施設(法第34条第4号)	81			
5	特定農山村地域における施設(法第34条第5号)	82			
6	中小企業の共同化又は集団化のための施設(法第34条第6号)	82			
7	既存工場の関連施設(法第 34 条第 7 号)	82			
8	危険物の貯蔵又は処理に供する施設(法第34条第8号、令第29条の6)	84			
9	災害危険区域等の区域内に存する建築物等の移転(法第 34 条第 8 号の 2)	85			
10	市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当な施設				
	(法第 34 条第 9 号、令第 29 条の 8)	86			
11	地区計画又は集落地区計画の区域内での適合する建築物等の開発行為(法第 34 条第 10 号)	87			
12	2 条例で指定した市街化区域に近隣接する地域内の開発行為				
	(法第 34 条第 11 号、令第 29 条の 9 、条例第 2 条、第 3 条、第 4 条)	88			
13	3 市街化促進のおそれがない等と認められるとして条例で定めた開発行為(法第34条第12号)	97			
14	Ⅰ 既存権利の届出に基づく開発行為(法第 34 条第 13 号、令第 30 条、規則第 28 条)	97			
15	5 開発審査会の議を経る大規模開発行為(廃止)(旧法第 34 条第 10 号イ、旧令第 31 条)	98			
16	6 開発審査会の議を経て許可する開発行為(法第 34 条第 14 号)	99			
開	発審査会付議基準	100			
開	発審査会判断基準	101			
高	崎市開発審査会提案基準	102			
	提案基準1 産業振興にかかわる工場	103			
	提案基準2-1 特定流通業務施設	104			
	提案基準2-2 大規模流通業務施設	105			
	提案基準3 用途変更 I	106			
	提案基準 4 社寺・仏閣・納骨堂等	107			
	提案基準 5 地区集会所等	107			
	提案基準6 公共公益施設	108			
	提案基準7 公共公益関連施設	112			
	提案基準8 研究施設	112			
	提案基準 9 ゴルフ練習場	112			
	提案基準 10 災害移転	113			
	提案基準 11 市街化予定建物	113			

	提案基準 12	有料老人ホーム	. 114
	提案基準 13	介護老人保健施設	. 115
	提案基準 14-	- 1 第二種特定工作物に該当しない運動場・レジャー施設に係る管理施設	. 116
	提案基準 14-	- 2 露天駐車場・露天資材置場に係る管理施設	. 116
	提案基準 15	産業廃棄物処理施設	. 117
	提案基準 16	農産物直売所	. 117
	提案基準 17	敷地増	. 118
	提案基準 18	条例区域から除外となる浸水想定区域内の既存建築物	. 119
	提案基準 19	指定集落内建物(法人)	. 120
	提案基準 99	その他	. 121
ħ	高崎市開発審査会	会包括承認基準	. 122
	包括承認基準	1 分家住宅	. 123
	包括承認基準	2 既存宅地内建物	. 125
	包括承認基準	3 敷地増(住宅)	. 127
	包括承認基準	4 公共移転	. 128
	包括承認基準	5 指定集落内建物	. 129
	包括承認基準	6 用途変更Ⅱ	. 131
	包括承認基準	7 公的主体等開発地における建築	. 132
	包括承認基準	8 将軍塚工業団地還元地	. 133
	包括承認基準	9-1 居宅介護支援事業所Ⅱ	. 134
	包括承認基準	9-2 相談支援事業所Ⅱ	. 134
第	5章 市街化調整	整区域における建築許可の手続き	. 137
	,	区域における建築許可の手続き	
		令第 34 条、第 35 条、第 36 条、規則第 34 条)	
4		ない建築行為等	
;	3 既存建築物の	の増築及び改築に関する取扱い基準	. 142
2		関する取扱い基準	
第(申請等の手続き	
		ら許可までの手続き(法第 30 条、規則第 15 条、第 16 条、第 17 条)	
2		(市規制規則第9条、第10条)	
,		查(法第 36 条、規則第 29 条、第 30 条、市規制規則第 12 条)	
4		生第 36 条、規則第 31 条)	
į		管理(法第 39 条)	
		地の帰属(法第 40 条、令第 32 条、第 33 条、規則第 33 条)	
第 ′		こ関するその他の手続き	
		<u> </u>	
		管理者の同意、協議(法第 32 条、令第 23 条)	. 172
;		請及び変更届	
	(法第35条の2	、令第31条の2、規則第28条の2、第28条の3、第28条の4、市規制規則第6条)	174
4	4 完了公告以前	前の建築等制限(法第 37 条、市規制規則第 15 条)	177

5	開発行為の廃止(法第 38 条、規則第 32 条、市規制規則第 14 条)
6	建築物の形態制限(法第 41 条、市規制規則第 16 条)180
7	予定建築物等以外の建築等の制限(法第 42 条)182
8	地位の承継(法第 44 条、第 45 条、市規制規則第 20 条、第 21 条)
第8	章 その他
1	建築確認申請者に対する都市計画法に適合する旨の書面交付(規則第60条、市規制規則第24条). 186
2	不服申立て(法第 50 条、第 51 条)187
3	開発審査会(法第 78 条、令第 43 条)
4	違反行為に対する罰則等(法第80条、第81条、令第42条、規則第59条、第59条の2)190
5	開発登録簿
	(法第 46 条、第 47 条、規則第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条、市規制規則第 23 条) 192
6	申請手数料(高崎市開発行為許可等手数料条例第2条)194
7	申請書及び届出書の提出部数195

巻末付録

開発許可制度質疑応答集

申請書様式集

本書において、次の略称を用いる。

法・・・・都市計画法(S43 法律第 100 号)

令・・・・都市計画法施行令(S44 政令第158号)

規則・・・・都市計画法施行規則 (S44 建設省令第 49 号)

条例・・・・高崎市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例 (H16 条例第 20 号)

手数料条例・・高崎市開発行為等手数料条例 (H12 条例第 19 号)

市規則・・・・高崎市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例施行規則(H16規則第4号)

市規制規則・・高崎市開発行為等の規制に関する規則(S57 規則第 19 号)

市閲覧規則··高崎市開発登録簿閲覧規則(S57 規則第20号